

広島県告示第1000号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年11月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 東洋製罐株式会社 代表取締役社長 本多 正憲
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市下北方一丁目4番1号 東洋製罐株式会社 広島工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基を設置する。また、汚水等処理施設1基における汚水等の汚染状態及び量を変更するとともに、排水口1基の排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)新設

種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (③表面処理施設)
能	力	試験缶洗浄 100缶/分
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	令和7年1月28日
	使用開始予定年月日	令和7年1月28日

使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		AM8時～20時 12時間 (季節的変動なし)				
	原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量		パターン1 硫酸50L/日、亜硝酸ナトリウム5L/日 パターン2 硫酸50L/日、硝酸+過酸化水素5L/日 パターン3 水酸化カリウム20L/日、界面活性剤5L/日 パターン4 りん酸二水素ナトリウム0.1kg/日 パターン5 硝酸4L/日 (パターン1, 2, 3とパターン4, 5の組み合わせ)				
	項 目		通 常	最 大			
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		2.5～9.5	2.5～9.5		
		排出される汚水等の状態	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	150	230	
			化学的酸素要求量		231	454	
			浮遊物質		100	170	
			ノルマンヘキサン抽出物質含有量		280	340	
			窒素含有量		33	40	
			燐含有量		50	70	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			20		30		
ほう素及びその化合物			4		5		
ふっ素及びその化合物			3		15		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		15	20				
その他参考となるべき事項		ほう素及びその化合物の製造・使用・処理は行っていないので、当該項目に係る有害物質使用特定施設には該当しない。					

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)変更

		変更前				変更後				
種 類		③廃水処理施設								
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—				令和7年1月28日				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				令和7年1月28日				
使 用 の 方 法	処 理 前 処 理 後 の 汚 染 状 況 の 汚 水 等 の 汚 染 状 況	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		ふっ素及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	—	—	3	15	0.4
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		600	800	600	800	615	800	615	800

(3) 排水水の汚染状態

(その1)変更

排水口名	項 目	変更前		変更後		
		通 常	最 大	通 常	最 大	
No. 1 排水口	ふっ素及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	0.4	1
	排出される汚水等の1日あたりの量 (単位：m ³)		600	800	615	800

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年11月14日（木）から令和6年12月5日（木）まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課